

博士学位請求論文審査報告書

申請者： 野田浩二

論文題目： 「環境政策と権利構造－オレゴン州水資源利用の制度分析－」

1. 論文の主題と構成

21世紀は「水の時代」ともいわれているように、世界各地で水資源の利用や保全のあり方をめぐる問題が重要な時代的テーマとなっている。このような背景のもとで、本論文は、アメリカのオレゴン州における水資源の利用と保全にかかわる制度について独自の研究をとりまとめたものである。とくに本論文は、オレゴン州において、従来の利水にかかわる制度（水利権制度）に加えて、新たに保水にかかわる制度（流水権制度）が登場してきたことに着目し、それが環境政策論の観点からみてどのような意義をもつか、また、従来の水資源利用の構造にどのような影響を与えたかについて、詳細な分析と考察を展開している。その際、本論文における特徴は、水資源の利用や保全にかかわる制度を、水資源にかかわる「権利構造」―誰にどのような内容の権利が与えられ、それがどのように保護されているか―という理論視角から照射するという独自の分析と考察を試みている点にある。

本論文の章別構成は、以下のようになっている。

- 序章 水資源利用制度をめぐる論点整理と本論文の意義
- 第1章 権利構造の基礎理論：法経済学における責任、権利、費用
- 第2章 オレゴン州水利権制度と流水権制度の前史
- 第3章 オレゴン州流水権制度の概観とその特徴
- 第4章 権利証書データからみる流水権制度の実態
- 第5章 権利構造と環境政策
- 終章 本論文の成果と残された課題
- 補論 イギリスの水資源利用制度改革とその含意

序章では、まず現在の水資源の利用や保全にかかわる制度をめぐる問題の論点が整理され、なぜ「権利構造」に注目すべきかが述べられている。そこでは、これまでの環境経済学や環境政策論では十分に取りあげられてこなかった「権利構造」論の重要性が指摘されるとともに、本論文における理論視角と主題が示されている。その上で、第1章では、権利、費用（費用負担）、責任というキー概念に視点をあてて、主に法経済学分野における既存研究がサーベイされている。そこでは、とくに法経済学における制度学派と新制度学派

の議論が対置され、それぞれの理論的特徴が比較検討されている。

第2章から第5章が、本編にあたる。第2章では、オレゴン州での水資源利用にかかわる制度としての水利権制度の概要と特徴が紹介され、流水権制度の導入以前における政策や規制の歴史的推移がまとめられている。第3章では、オレゴン州で新たに導入された流水権制度が取り上げられ、その概要が示されるとともに、流水権が設定される4つの方法について、それぞれの意義と特徴が明らかにされている。続く第4章では、「権利証書」の膨大なデータを駆使して、オレゴン州における流水権制度の具体的な運用実態が詳細に分析されている。第5章では、第2章、第3章、第4章を踏まえて、水利権制度と流水権制度がオレゴン州の水資源の利用と保全にかかわる「権利構造」にどのような影響を与えたのかが総括的に考察され、環境政策論の観点からの意味づけが与えられている。最後の終章では、以上の分析と考察のとりまとめと今後に残された課題が示され、また、補論として、著者が、今後、オレゴン州との比較検討の対象として注目しているイギリスの水利権制度をめぐる改革動向が紹介されている。

2. 各章の概要

以下、本編にあたる第1章から第5章までの各章における概要を示しておく。

第1章では、主に新制度学派と制度学派の代表的論者の議論がサーベイされ、制度研究における理論視角をめぐる検討が行われている。ここで、著者がとくに重視しているのは、ダニエル・ブロームリーやミッチェル・ポリンスキーらの「権利構造」論である。それは、「権利の束」「保有主体」「保護ルール」という3つの次元から規定される「権利構造」の枠組みとして制度をとらえるものである。著者は、この枠組みに理論的に依拠して、次の第2章以降、オレゴン州の水資源の利用と保全にかかわる制度の具体的な分析と考察をすすめている。

第2章では、まず、オレゴン州の水利権制度が取り上げられる。著者によれば、オレゴン州では、1909年に水法が制定されて以来、「専用権」の制度が維持されてきたが、それは、水量の利用に限定された権利であった。水利権者（取水利用者）は、この限定された権利の範囲内での取水が許され、また、そこでは、「早い者勝ちの原則」「有益利用の原則」「既得権保護の原則」という3つの基本ルールが支配してきたこと、などが明らかにされている。他方、こうした水利権制度のもとで、後に導入されることになる流水権制度の前史ともいえるべき「維持水量制度」や水利権許可審査における「公益条項」などがどのような意義をもっていたかが考察され、歴史的にみれば、1955年の「維持水量制度」がその後の流水権制度の母体として位置づけられることが明らかにされている。また、1970年に制定された「景観保全法」も、流水権制度を間接的に補完する位置にあることが指摘されている。

第3章では、1987年に新たに導入されたオレゴン州の流水権制度が正面から取り上げられる。ここで流水権とは、環境用水の確保のための法的源泉であり、河川に流水を維持す

るための政策ツールである。従来からの行政規則にもとづく「維持水量制度」は水利権に対して弱く、その限界が指摘されていたため、新たな法的権利として流水権が創設されることになったことの意義は大きい。オレゴン州の場合、こうした流水権は、①維持流量からの転換、②新規設定、③水利権からの転換、そして④節水プログラムを通じた転換、という4つの方法で設定される。著者は、このうち①や②は、潜在的な河川水利用者の行動に影響を与えるが、その保護水量や保護範囲は既存水利権者に影響を与えないように設定されていること、他方、③や④は、既存水利権者の行動にも影響を与え得るものとなっていること、などを明らかにしている。

続く第4章では、資料価値として信憑性のある「権利証書」のデータが用いられ、合計1159件の流水権について、その設定状況や特徴が詳細に分析されている。その結果、全体的にみれば、生態系保全のための流水権が多く、太平洋側の地域に多く設定されていること、オレゴン州の人口集中流域であるウィラメット流域では、水質保全のための流水権が設定されており、舟運を除いた他の目的（レクリエーション保全等）でも流水権が設定されていることが明らかにされている。また、流水権の大半は通年型で、その保護水量は100cfs以下のものが多いこと、とくに農業などの取水利用と競合する夏期では、保護水量が低く設定されていること、などが明らかにされている。たとえば、ジョン・デイ流域における流水権では、夏期になると保護水量の確保が60%台となっており、流水権による効果が十分に発揮されていないことも指摘されている。

第5章では、以上でみてきたオレゴン州における水利権制度と流水権制度に対する環境政策論の観点からの総括的な評価が示されている。オレゴン州の流水権制度は、水利権制度の基本ルールを援用し、渇水時の権利の強度はそのプライオリティーで決まり、流水権は「所有権法ルール」で守られていること、また流水権は、国家所有ではなく、コモン・プロパティとして理解されるべきこと、さらに環境政策論の観点からみたとき、このような流水権の制度は、水資源利用のあり方を環境保全的なものに転換していく重要な足がかりになりうるものであることが説得的に示されている。

3. 評価

以上が、本論文における主な内容を要約したものであるが、本論文がもつ積極的な意義は、次のような諸点に見いだすことができる。

まず第1に、本論文は、アメリカのオレゴン州に対象を限定したものとはいえ、今世紀において世界的にますます重要なテーマとなりつつある水資源の利用と保全をめぐる制度研究という点において、綿密で手堅いケース・スタディを行い、今後における比較制度研究への発展的な可能性を示していることである。この点では、補論に位置づけられているイギリスの水利権制度をめぐる改革動向の紹介も興味深いといえる。著者には、今後、さらに日本を含むアジアの国々や地域での水資源の利用と保全にかかわる制度の比較研究への展開を期待したい。

第2に、本論文は、これまでの環境経済学や環境政策論では必ずしも十分に論じられてこなかった水資源の利用と保全にかかわる制度を具体的に取りあげ、それを「権利構造」論という独自の理論視角から照射することによって、これからの当該分野における研究に新しい地平を切りひらいていることである。本論文が、単にオレゴン州を対象とした一つのケース・スタディにとどまらず、それを通じて、環境政策論における制度研究の重要性、とくに具体的な制度のあり方と密接にかかわっている「権利構造」の分析や考察の重要性を明快に示した点も高く評価されてよい。すでに本論文に収録されている一連の研究成果は、環境経済・政策学会や日本経済政策学会などの関係学界において意欲的に発表され、また、伝統ある専門雑誌の『環境と公害』誌（岩波書店、季刊）や環境経済・政策学会の和文年報における査読付き論文として掲載されるなど、一定の評価も受けている。

もちろん、本論文には幾つかの限界や問題点があることも否めない。とくに本論文における重要な理論視角となっている「権利構造」論にかかわる理論サーベイにおいて、なお不十分さを残していることが挙げられる。この点でいえば、近年の権利論や所有権論の分野では、制度学派以外のアプローチとして、より繊細な議論が展開されており、今後、著者がより広い理論的視野のなかで、自らの研究を的確に位置づけていくことを望みたい。

4. 結論

以上のとおり、本論文は、なお不十分と思われる限界や問題も指摘しうるが、全体としていえば、独自の理論視角の設定とそれにもとづく丹念なケース・スタディを通じた意欲的な研究の集大成として、積極的な意義が認められる。

著者は、所定の口頭試問においてわれわれ審査員から指摘された幾つかの論点や問題指摘についても的確な受け答えを行うとともに、その後のリライトを通じて、指摘された問題点に改善を加えた最終論文を提出してきた。

われわれ審査員一同は、所定の口頭試問の結果、および、その後のリライトを経た最終論文の内容に対する総合的な評価にもとづいて、著者の野田浩二氏に、一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

2005年10月12日

審査員（50音順）

岡田羊祐

佐藤正広

千賀裕太郎

寺西俊一

山下英俊